

大分市自治基本条例検討委員会
第13回理念部会

平成23年2月1日(火) 15時~
大分市役所 議会棟3階 第5委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 市民意見交換会結果に係る検討について

(2) その他

市民意見に係る部会の意見の方向性や条文修正案について

今回は がついた箇所を優先的に議論していただき、前回の部会で一応の結論が出たものは確認のみしていただければ良いと思います。

1. 前文について

(前文 原案)

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市を愛しています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは十六世紀に国際交流都市を築いた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。

(1)前文に制定の経緯を盛り込めないか

アンケート意見「報告3」 2

委員意見

- ・意見の中に総合計画の都市像が入っているが、これは謳わない方が良い
- ・意見の内容は後の条文を整理しているように見える
- ・逐条解説でこの条例が制定された経緯が謳われれば良い。

現状の前文のままで良い。

(2)前文に家族の絆、愛国心を入れられないか

アンケート意見「報告3」 3

委員意見

- ・意見の内容は前文の中で表現されていると思う。
- ・「絆」という単語は入れてみたい。
- ・「絆」といった「心」の部分を入れるのは抵抗がある。

条例として反映させるのは難しい。現状の前文のままで良い(参考 2P(4))。

(3)16世紀の表現は踏み込みすぎではないか（パブリックコメント）

パブリックコメント「報告4」 6

委員意見（方向性）

・「16世紀に国際交流都市を築いたということをはじめとして、先人の偉業を」というふうに、例えの一つとして16世紀をピックアップしたというストーリーが描けないか。

・「16世紀」からの記述は、大友氏だけをイメージしたのではなく、あの時代に国際交流都市を築くことができた大分の風土やそれを受け入れた先祖を誇りとしており、特定の個人や時代だけをピックアップしているのではない。

部会の意見として、文章をそのままとするのか、検討していくとするのかの方向性を示す必要があると思われます。

（事務局案）

「『16世紀』からの記述は、大友氏などの特定の個人や時代だけをイメージしたものではなく、大分という地に国際交流都市を築くことができた風土や、それを受け入れることができた先人の功績を誇りとするを意図していますが、今後とも、より適切な表現について、検討委員会の中で議論してまいりたいと考えております。」

(4)前文の最後に郷土愛、家族の絆を追加できないか（パブリックコメント）

パブリックコメント「報告4」 7

委員意見（方向性）

・現状でその意識はあり、追加する必要は無い。

現状の前文のままで良い。

部会意見のまま全体会に報告して良いか、確認をお願いします。

（事務局案）

「前文の検討の当初から、この条例を検討していくには、大分市民として『ふるさと大分』を愛しているという前提が重要であるという議論や、先人から受け継いだ愛すべき大分を次世代に引き継いでいくという世代間の『絆』を大切にするとといった議論がされており、指摘にあるような想いは前文に込められていると考えております。

ただ、前文については今後とも議論が継続されるものと考えており、この中でより良い表現についても検討してまいりたいと考えております。」

その他委員意見

文末を「この美しく住みよいまち大分市を愛しています。」を「この美しく住みよいまち大分市に限りない愛情と誇りを持っています。」としてはどうか。

2. 目的について

(目的 原案)

第1条 この条例は、本市における自治の基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民参画その他の自治の基本となる事項を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。

(1)地域の連帯感を生み出すことが条例の目的の一つではないか

会場意見「報告2」 3

委員意見

・この条例は、市民と議会、行政が協働して大分市のまちづくりに取り組むことを定める条例であり、この取り組みが進められることによって、地域の連帯感の醸成もなされていくものであり、大きな意味で質問の内容も含まれているものと考えている。

現状の目的のままで良い。

3. 定義について

(定義 原案)

第2条 この条例において「市民」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1)市内に住所を有する者
 - (2)市内に通勤し、又は通学する者
 - (3)市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体
(以下「事業者、地域活動団体等」という。)
- 2 この条例において「市長等」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の市の執行機関及び水道事業管理者をいう。
- 3 この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。
- 4 この条例において「総合計画」とは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びそれを実現するため、本市の行政全般にわたり総合的かつ体系的に定める基本計画を総称したものをいう。

(1)「子ども」の年齢を定義づける必要があるのではないか (パブリックコメント)

パブリックコメント「報告4」 8

委員意見(方向性)

・子どもの年齢については、検討委員会の中でも議論となってきた。この中で、他の法律などで子どもの年齢の規定がまちまちであることを確認し、大分市の最高規範としての本条例で年齢を定義づけてしまうと、必要以上に子どもの幅を狭めてしまうのではないかと、大分市の他の条例に及ぼす影響が大きいのではないかとといった議論となり、定義づけは難しいのではないかと結論に至っている。

具体的な年齢等は、個別条例に委ねるべきと考える。

市民部会でも同様の議論と意見あり。

定義づけは難しい。委員意見をもって回答とする。

部会意見のまま全体会に報告して良いか、確認をお願いします。

(事務局案)

「これまでも『子ども』の年齢については、検討委員会でも議論がされていますが、この中で、国の法律などにおいても年齢要件が異なることもあり、大分市の最高規範である本条例で定義するよりも、個別具体の条例で規定していくほうが妥当であるとの意見でまとまっているところです。」

(2)自治会で言う「自治」と行政で言う「自治」について定義づけして欲しい。
生活圏と自治の範囲を定義づけるべきではないか。その他

会場意見「報告2」 5, 9, 10, 11 アンケート「報告3」 4

委員意見

・「自治」は広い概念を持つ言葉であり、最高規範である本条例で定義してしまうとそれが一人歩きしてしまい、かえってその意味するところを狭めてしまう。ここで定義をしない方が良いのではないか。

「自治」については、条文上で定義づけを行わない。

(3)基本理念の「幸せな暮らし」の定義はされないのか。

会場意見「報告2」 6

委員意見

・この言葉を定義すると、それが固定化されて一人歩きしてしまう。市民のあり方は多様であり、この言葉のイメージは条文を見た市民それぞれで異なるのは当然であり、むしろ定義づけをすべきではないと考える。

「幸せな暮らしの」のイメージは個々人で異なることから、条文上では定義づけを行わない。

(4)「住民」は定義されないのか。

職員意見「報告5」 1

委員意見

・条例上では、市民を広く捉えようとしており、これに対して「住民」が出てくるのは住民投票の項目であり、その指し示す範囲は明白である。ここで敢えて定義する必要は無いと考える。

条文上では定義づけを行わない。

(5)「職員」は定義されないのか。

職員意見「報告5」 2

委員意見

・大分市の条例である以上、外郭団体に属する職員などの例外を除けば、この単語が指し示すのは市の職員以外は考えづらい。ここで敢えて定義する必要は無いと考える。

執行機関・議会部会で、「一般的に市の職員を指す」との議論あり。

条文上では定義づけを行わない。

(6)「最高規範性」は定義されないのか。

職員意見「報告5」 3

委員意見

・議論の余地はあるが、「自治法」を越えるかは別問題。その範囲のものであると考えられ、大分市の条例である以上大分市が独自で定めるものであるから問題は無い。

条文上では定義づけを行わない。

その他委員意見

- ・協働の定義の「課題解決」という語句は、非常に事務的な印象がある。事務局作成の下記修正案を参考にご検討ください。

修正案

この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合ってより良い大分市を築いていく取組みをいう。

修正案

この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の目標に向けた取組みを行うことをいう。

4. 基本理念について

(基本理念 原案)

第3条 本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

(1)条文中に「豊かな心の醸成」を入れて欲しい。

会場意見「報告2」 6

委員意見

- ・「心」が条文に入るのは抵抗がある。精神的なものは前文などの条文でないところで謳われるべきと考える。
 - ・この条例は、「心」を作るものではないと考える。
- 条文上にはこの表現は反映しない。

(2)基本理念に人権尊重の視点が必要ではないか

追加意見

委員意見

- ・追加意見の「人権の視点」はあっても良いが。
 - ・「一人ひとりの人権」という言い方では多様すぎて収まりがつかないのではないか。
 - ・理念に入れるよりも原則に入れた方が良いのではないか。
- 事務局作成の下記修正案を参考にご検討ください。

修正案

本市は、**市民一人ひとりが尊重される**幸せな暮らしの実現を目指すために市民権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

修正案

本市は、**人権が尊重され、市民が幸せに暮らすことを目指し**、市民権によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

修正案

条文には反映しない。

逐条解説の中で、「市民の幸せな暮らし」は個々人の人権が尊重されること
が前提で、物質的、福祉的な意味からも「幸せ」を感じられるものであると
いうことを表現することで条文の表記に替える。

5. 基本原則について

(基本原則 原案)

第4条 本市は、次に掲げる事項を基本原則として自治を進めるものとする。

(1)市民総参加の原則

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

(2)情報共有の原則

まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。

(3)協働の原則

市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。

(1)原則に人権の保証、能力や個性が活かされるという視点が必要ではないか。

追加意見

委員意見

- ・人権は「保証」されるよりも「尊重」されるという表現の方がふさわしい。
- ・1項の「まちづくりに参加できる」は、「個性や能力が活かされる」という表現でも良いのではないか。

事務局作成の下記修正案を参考にご検討ください。

修正案

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加し、その個性や能力が活かされること。

市民参加の原則で、「個性や能力が活かされること」が述語になると、「原則」としての捉え方の趣旨に合わなくなるように感じられる。

修正案

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、その個性、能力等を活かし、まちづくりに参加できる機会を有すること。

修正案

全ての市民が、性別、年齢等を問わず、その能力に応じてまちづくりに参加できる機会を有すること。

(担当者意見)

「市民(総)参加」の原則である以上、「参加できる機会」の保障という観点からは「個性」や「能力」までは踏み込みすぎのようにも思います。逐条解説の中で「差別を受けることなく」という表現をすれば足りると思います。

(2) 「人権」に関連する対案

事務局作成の下記修正案(ア)～(ウ)を参考にご検討ください。

修正案

1号の「市民総参加の原則」は「性別、年齢を問わず～」というフレーズに人権尊重のニュアンスをイメージしているところから、その前段に下記の内容を挿入することは出来ないか、との観点から

「全ての市民が、

(ア)個人として尊重され、

(イ)基本的人権の尊重の下、

(ウ)等しく人権を保障され、

いずれかを選択...

性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。」

とし、人権尊重の視点を加味することは可能か。

(担当者意見)

本条例は、市民・議会・市長等の協働による大分市の自治の仕組み(ルール)について定める大分市の最高規範としての条例であり、これまで、その考え方のもとで検討をされてきていることから、「人権」という記述を直接的に条文の中に持ち出すと、「条例の趣旨」に対して唐突な印象や違和感を受けるといったことが出てくるものと考えられます。

理念部会での議論においては、「基本理念」、「基本原則」にとどまらず、検討の当初の段階から「市民は、個々が尊重される」、「市民はあらゆる差別を受けない」といった「人権に係る視点」が前提として存在していたことと思いますが、これによる間接的な「人権尊重の考え」の表現(「幸せな暮らし」など)が、「条例の趣旨」と「人権」を両立させていると思われれます。

このため、今回の指摘事項の「人権」の表現を条文に反映させようとすると、文章のつながりが悪くなったり、前述のような唐突なイメージが出てきたりするということにつながると思われれます。

このようなことから、現状の「基本理念」、「基本原則」においては、条文上に直接「人権」の表記を行うのではなく、逐条解説で「人権の視点」を謳うか、別に一条(一項)設けて「人権」を謳うことを検討する方が理に適っているのではないかと考えます。

6. その他

パブリックコメント全体意見について

(1)名称について

名称は仮称の段階であり、条文の内容が精査され確定されていく中でより適したものになるよう検討してまいります。

他の部会でも同様の議論あり

(2)なぜ今になって条例が必要なのか

大分市として、今までも市政運営に取り組んできましたが、これまで以上に市民と議会、行政が協働して市政運営に主体的に取り組んでいくには一定のルールが必要になることから、これまでの取組みを明文化していく必要が出てきたことによります。

他の部会でも同様の議論あり

(3)条例の形式について

形式について、よりわかりやすい表現等がないか、さらに検討していく余地はありますが、条例という以上、その意図するところを正確に伝えるためにも、一定の形式になるのではないかと考えます。

他の部会でも同様の議論あり

修正案（部会には非提示の予定）

わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市に限りない愛情と誇りを持っています。

大分市は古くは豊後の国の国府が置かれた歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。

わたしたちは南蛮文化に代表される、多様な文化を受け入れ発展させてきた先人の偉業を誇りとし、わたしたち一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながることを信じています。

わたしたち大分市民は、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくことを誓い、そのための道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である(仮称)大分市自治基本条例を制定します。